

第607回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和6年6月26日（水）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎1階共用会議室C

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（協議）

6 報告事項

（1）令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について

（2）茨城県におけるアユの調査報告

7 そ の 他

8 閉 会

さけ特別採捕許可取扱方針

(昭和53年9月18日 制定)

改正 令和3年7月13日

(趣旨)

第1 茨城県の内水面にそ上したさけについて、人工ふ化放流事業を実施するため、特別採捕を行う場合の許可の取扱いに関しては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、久慈川、那珂川及び鬼怒川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、第2に掲げる河川において人工ふ化放流を実施する漁業協同組合に対し許可する。

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して別途定める。

- (1) 人工ふ化の能力
- (2) 前年度の採捕数量及びふ化放流数量
- (3) 茨城県の人工ふ化放流計画
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、許可の対象者が免許を受けている共同漁業権区域の範囲とし、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕の期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕を行う漁具漁法)

第7 特別採捕を行う漁具漁法は、次に掲げる表のとおりとし、建網を主漁具、その他の漁具漁法を附帯漁具とする。また、使用統数については、別途定める。

漁 法	漁 具
建 網	建 網

さし網	流し網（かさねさし網を除く。） 固定式さし網（同上）
おとり網	おとり網（堀づりを含む。）
船びき網	いくり網
地びき網	地びき網
かぶせ網	投網
つり	友釣（堀づりを含む。）

（採捕従事者）

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員のうち特別採捕が円滑に実施できる範囲の員数であって、かつ規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。

（許可の申請）

第9 特別採捕の許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び人工ふ化放流事業計画
- (3) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。
- (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表（別記様式1）及びさけ稚魚放流実績表（別記様式2）を知事に提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。
- (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票（別記様式3）を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。
- (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。
- (6) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあっては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）
- (7) 建網、おとり網、地びき網及び友釣により採捕する場合には、別記様式4の標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網により採捕する場合には、別記様式5のゼッケンを着用しなければならない。ただし、流し網及び固定式さし網にあっては、前記ゼッケンのほか別記様式6の浮標（ボンデン）を流し網または固定式さし網の浮

子網の片端に付けなければならない。

- (8) 固定式さし網設置中は常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。
- (9) 増水等の事由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。
- (10) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した別記様式7の採捕従事者証を交付しなければならない。
- (11) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(10)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (12) 採捕従事者証は採捕従事者以外の者に貸与してはならない。
- (13) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。

(廃魚の処理)

第11 廃魚として扱ひ得るものは、次に掲げるものに限る。

- (1) 採卵採精後のもの
- (2) 採捕時若しくは蓄養中に死亡状態にあり、人工ふ化に供することができないもの
- (3) 雄が多すぎて人工ふ化に供する必要がないもの
- (4) 採捕後未熟魚と認めたもの

第12 第11の規定に基づき廃魚として扱う場合は、特別採捕の円滑な実施を図るため、特別採捕の許可を受けた者は、地区別漁具別廃魚責任者を指名し、その者に廃魚の認定を行わしめるものとする。

(報 告)

第13 規則第41条第5項に基づく報告は、第10の(2)及び(4)に定める調査表等の提出により行うものとする。

(違反者に対する措置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。
採捕従事者にあつては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外する。
また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について採捕従事者として認めない。

(委 任)

第15 この方針の施行に関し、必要な事項は要領で定める。

附 則

- 1 この方針は、昭和53年9月18日から施行する。
- 2 次の方針は廃止する。
 - 那珂川さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年9月19日制定）
 - 昭和52年度さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年8月23日制定）

附 則

この方針は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則

この方針は、昭和56年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、昭和57年8月27日から施行する。

附 則

この方針は、昭和58年8月18日から施行する。

附 則

この方針は、昭和59年8月23日から施行する。

附 則

この方針は、平成4年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成8年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成11年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成13年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月13日から施行する。

令和6年度さけ特別採捕許可要領（案）

（趣 旨）

第1 この要領は、令和6年度さけ人工ふ化放流事業について、さけの特別採捕許可取扱方針（昭和53年9月18日制定。以下「方針」という。）の運用上必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象者）

第2 方針第3に定める許可の対象者は、次のとおりとする。

河川名	許可の対象
久慈川	久慈川漁業協同組合
那珂川	那珂川及び 那珂川第一漁業協同組合 (共同申請した場合に限る。以下同じ。)
鬼怒川	鬼怒小貝漁業協同組合

（採捕数量）

第3 方針第4に定める特別採捕により採捕できる数量は、次のとおりとする。

許可の対象者	採捕数量
久慈川漁業協同組合	10,000尾
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	30,000尾
鬼怒小貝漁業協同組合	5,000尾

（採捕区域）

第4 方針第5に定める採捕区域は、次のとおりとする。

許可の対象者	漁具漁法	採捕区域
久慈川漁業協同組合	建網	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。
	おとり網	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。
	投網	建網及びおとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。
	流し網 (かさねさし網は除く。)	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。

許可の対象者	漁具漁法	採 捕 区 域
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建 網	常陸大宮市野田地先の那珂川。
	投 網	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。
	流 し 網 (かさねさし網を除く。)	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。
	いく り 網 (かさね網を除く。)	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	お と り 網	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
友 釣 り	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。	
鬼怒小貝漁業協同組合	建 網	筑西市伊佐山JR水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の鬼怒川。
	地 び き 網	
	投 網	
	固定式 さし網	

(採捕期間及び使用漁具の統数)

第5 方針第6及び第7に定める採捕期間と使用漁具の統数は次のとおりとする。

許可の対象者	使 用 漁 具	統 数	採 捕 期 間
久慈川漁業協同組合	建 網	2以内	10月 1日から 12月25日まで
	お と り 網	13以内	9月20日から
	投 網	15以内	12月25日まで
	流 し 網 (かさねさし網は 除く。)	7以内	9月20日から 10月31日まで
那珂川及び那珂川第一 漁業協同組合	建 網	1以内	9月20日から
	投 網	2以内	12月25日まで
	流 し 網	70以内	9月20日から

那珂川及び那珂川第一 漁業協同組合	(かさねさし網は 除く。)		10月31日まで
	い ぐ り 網 (かさね網は除く。)	44以内	9月20日から 11月30日まで
	お と り 網 (堀づりを含む。)	35以内	10月10日から 12月25日まで
	友 釣 り (堀づりを含む。)	7以内	10月10日から 12月25日まで
鬼怒小貝漁業協同組合	建 網	1以内	10月 1日から 12月30日まで
	地 び き 網	1以内	
	投 網	1以内	
	固定式さし網	1以内	

(申請書の添付書類)

第6 方針第9に定める「その他知事が必要と認める書類」は次に掲げる書類とする。

- (1) 共同申請にあつては、代表者選定届
- (2) 共同申請にあつては、共同事業（採捕）を行うことを証する書面
- (3) 採捕従事者が自己所有船以外の船を使用して採捕に従事する場合は、当該船の使用承諾を証する書面

(標旗等)

第7 方針第10の(7)に定める標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は知事が指定する団体が許可受有者に貸与する。

(保管義務)

第8 第7により貸与された標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

さけ人工ふ化放流事業に係る計画及び実績

(1) 令和6年度さけふ化放流計画

親魚捕獲及び 稚魚放流河川	漁協名	採卵数 (千粒)	放流数 (千尾)
久慈川	久慈川漁協	1,000	800
那珂川	那珂川漁協及び 那珂川第一漁協	813	569
鬼怒川	鬼怒小貝漁協	400	200
合 計		2,213	1,569

(2) さけ稚魚放流・親魚捕獲実績

		R 1	R2	R3	R4	R5
稚 魚 放流数 (千尾)	久慈川	7	100	4	107	101
	那珂川	87	142	39	118	137
	鬼怒川	25	250	60	103	93
	合計	119	492	103	329	331
親 魚 捕獲数 (尾)	久慈川	46	349	24	31	4
	那珂川	5,065	3,873	701	290	87
	鬼怒川	147	715	164	91	29
	河川計	5,258	4,937	889	412	120
	沿岸計	318	55	13	0	0
	合計	5,576	4,992	902	412	120

旬別サケ採捕尾数の推移

(旬別データ)		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
久慈川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
久慈川	9月下旬	128	0	0	4	0	0	0	0
久慈川	10月上旬	358	22	0	13	0	7	0	1
久慈川	10月中旬	380	288	317	0	0	9	0	0
久慈川	10月下旬	466	214	1326	11	54	7	12	0
久慈川	11月上旬	568	7	712	4	52	0	3	3
久慈川	11月中旬	216	211	428	3	163	1	16	0
久慈川	11月下旬	138	70	0	2	80	0	0	0
久慈川	12月上旬	0	75	0	9	0	0	0	0
久慈川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
久慈川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0	0

那珂川	9月中旬	4	7	10	2	2	0	0	0
那珂川	9月下旬	308	196	37	5	11	1	2	0
那珂川	10月上旬	821	1212	903	41	48	1	13	0
那珂川	10月中旬	2209	3856	1490	513	279	55	88	5
那珂川	10月下旬	5020	12896	11419	1889	932	200	109	36
那珂川	11月上旬	9852	8580	6588	1627	927	262	54	21
那珂川	11月中旬	3216	1564	3352	707	1190	167	18	16
那珂川	11月下旬	1092	1230	1282	251	567	15	6	9
那珂川	12月上旬	0	0	0	30	24	0	0	0
那珂川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
那珂川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0	0

鬼怒川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	9月下旬	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月上旬	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月下旬	0	0	0	0	0	0	5	0
鬼怒川	11月上旬	438	0	719	0	343	41	24	4
鬼怒川	11月中旬	921	383	542	54	351	76	42	10
鬼怒川	11月下旬	565	421	295	51	21	40	20	15
鬼怒川	12月上旬	0	118	0	42	0	0	0	0
鬼怒川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会
通常総会の結果について

令和6年6月26日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 開催期日・場所

- (1) 期日 令和6年5月31日(金)
 - (2) 場所 TKPガーデンシティ御茶ノ水(東京都千代田区)
- ※本県からは、高杉会長及び久保田事務局長が出席。

2 議事

- (1) 令和5年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (2) 令和6年度事業計画案及び収支予算案について
- (3) 令和6年度提案書案について
- (4) その他(令和7年度からの役員及び事務局選出について)

3 結果

全ての議案について、原案のとおり可決された。

第3号議案

令和6年度提案書案について

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和6年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 林 英 志

I 外来魚対策について

【趣旨】

平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。

また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。

一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。

Ⅱ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権 938件中532件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方（平成26年4月農林水産省・環境省公表）」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。

このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。

- 2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

Ⅲ 魚病対策について

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になっていきますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。
- 2 KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生 of 公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。
- 3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。

また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。

特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。速やかに国は水産生物への影響を的確に調査するとともに実効性のある対策を講じること。

- 3 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。

河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業へ

の影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。

- 4 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。
- 5 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。

特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。
- 6 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。

一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
- 7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。
- 8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。

淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 2 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。
また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。
- 3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。

- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

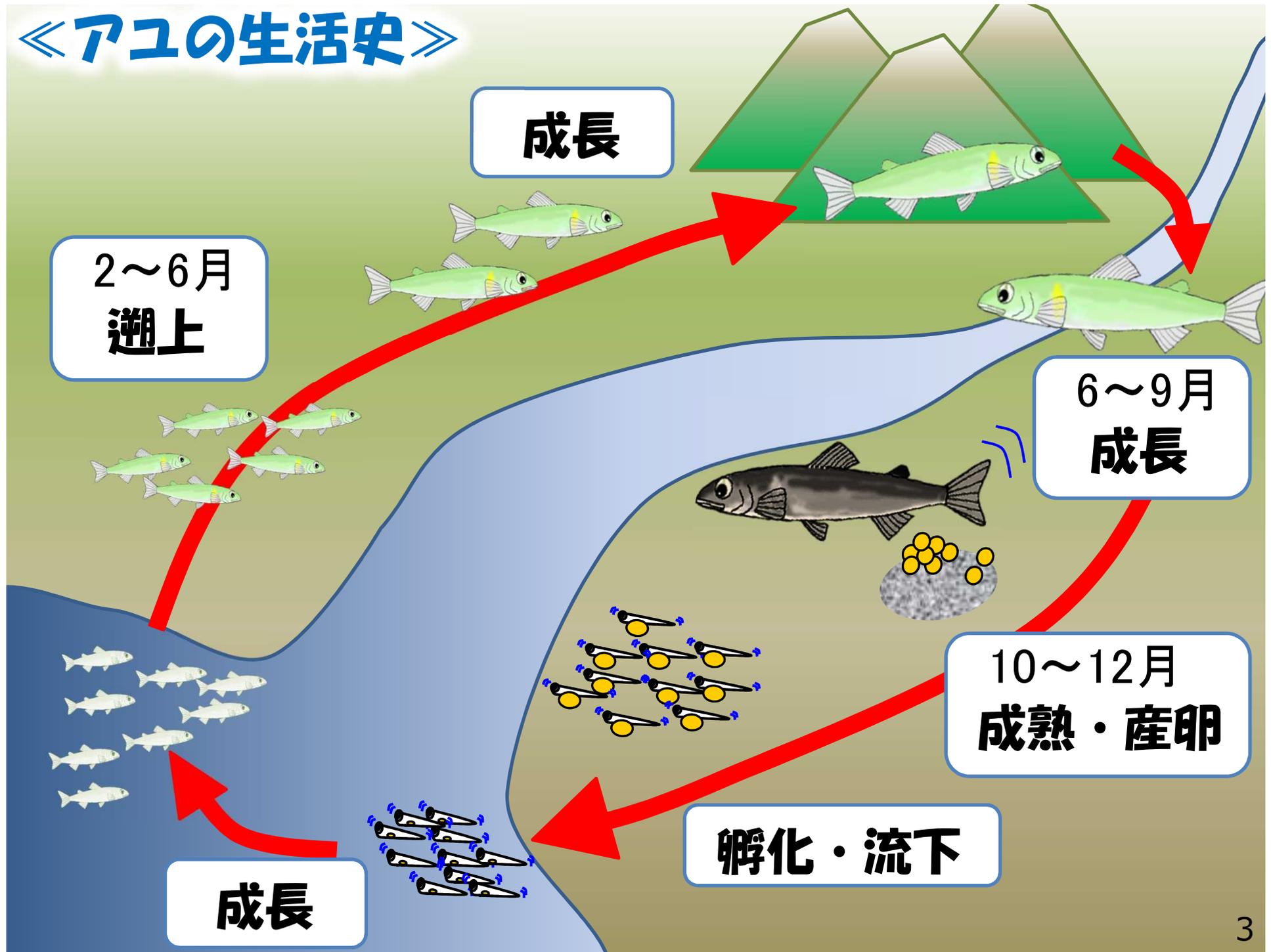
- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

茨城県におけるアユの調査報告

茨城県水産試験場内水面支場

- **アユ流下仔魚調査
(10月~12月上旬)**
- **アユ遡上調査
(2月~6月上旬)**

《アユの生活史》

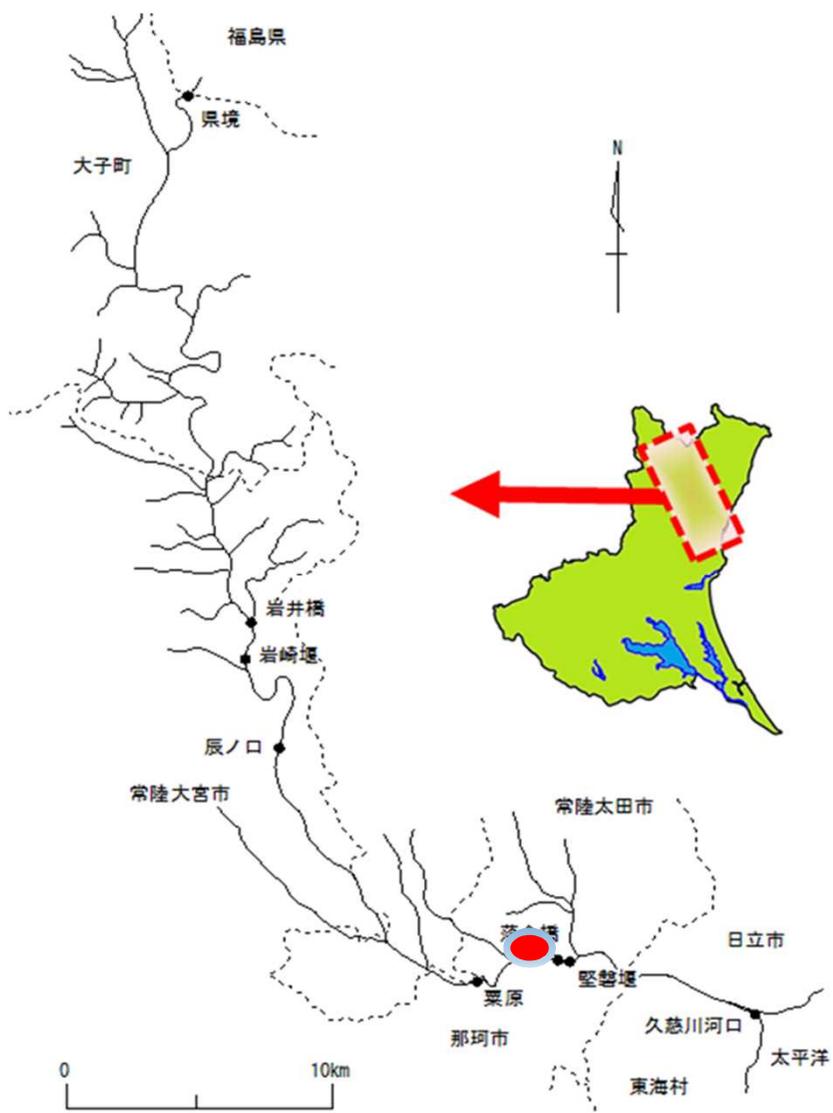


本日の話題

- **アユ流下仔魚調査結果(久慈川)**
- アユ遡上調査結果(久慈川、那珂川)



アユ流下仔魚調査地点



調査場所：落合橋（久慈川本流 河口距離約 9 km）

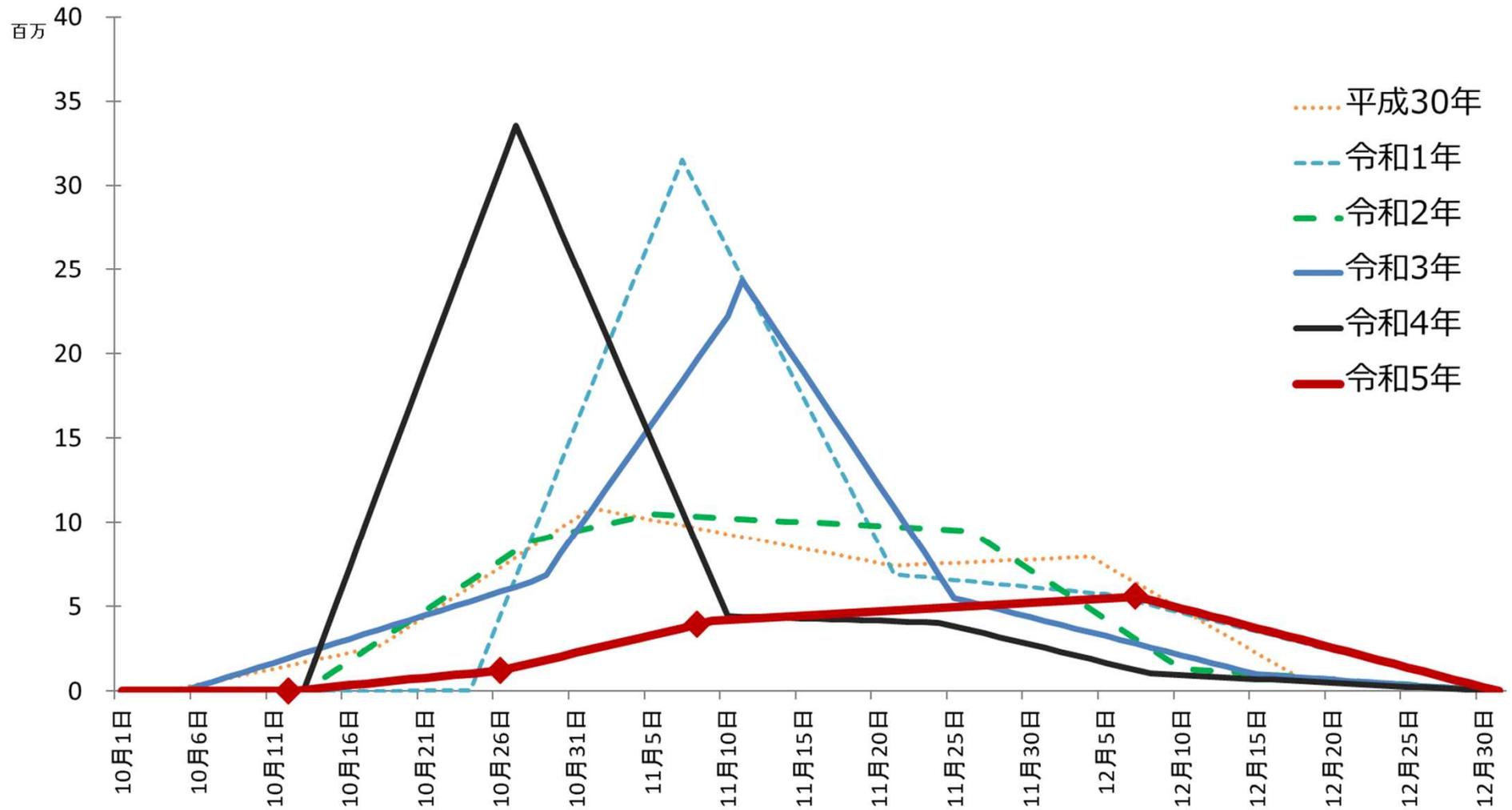


仔魚採集ネット



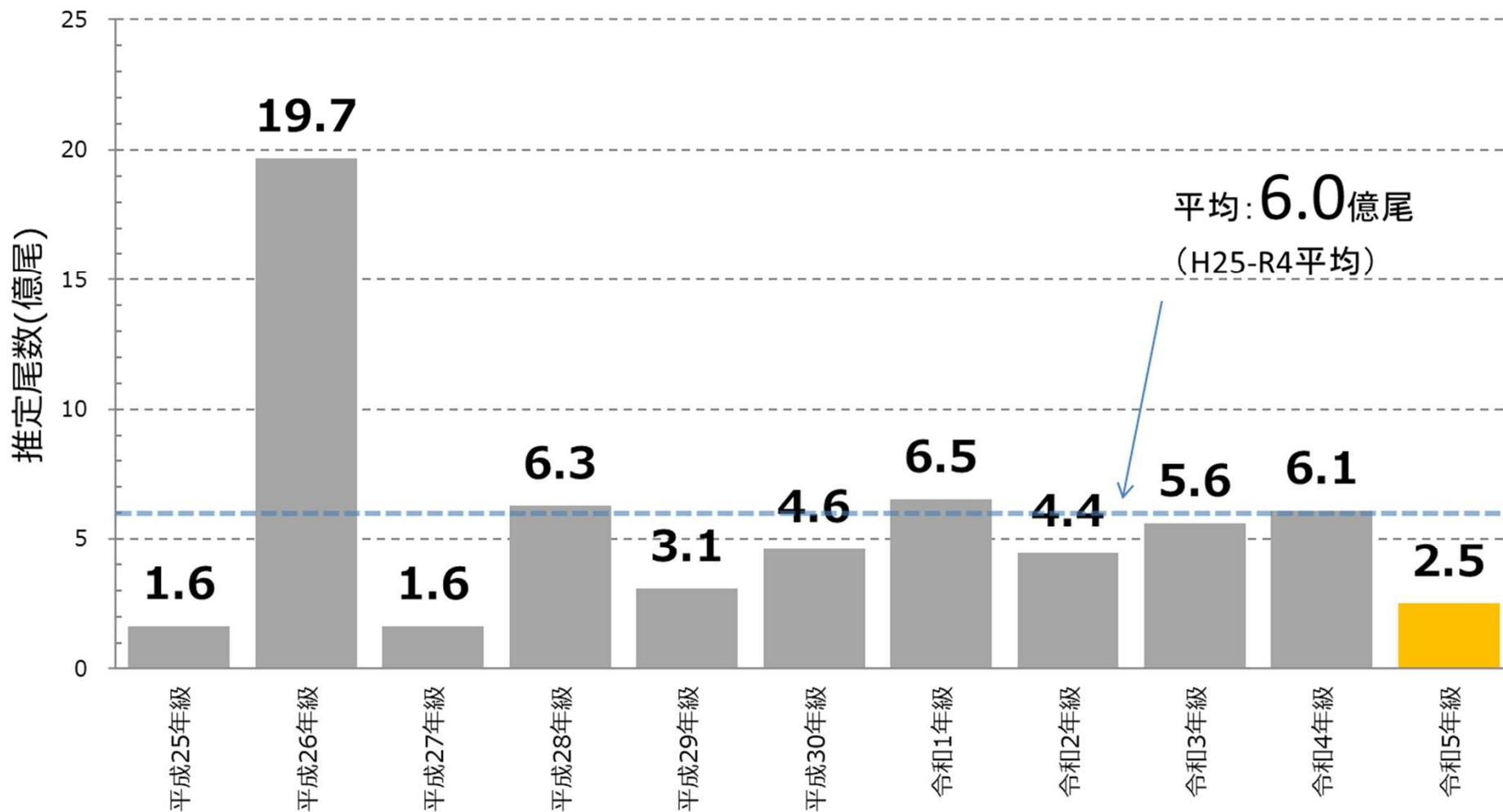
採集した仔魚
※薬品で赤く染めた状態

令和5年級アユ流下仔魚調査結果



10月から12月にかけての日別流下量（平成30年～令和5年）

令和5年級アユ流下仔魚調査結果



平成25年から令和5年にかけての年級別流下量

令和5年級アユ流下仔魚調査結果

流下仔魚調査まとめ

- ・令和5年級の流下仔魚の初確認日は10月26日。
- ・流下のピークは例年11月上旬頃だが、令和5年級は12月上旬にピークが見られた。
→猛暑が続き産卵が遅れた可能性。
- ・令和5年級の推定流下仔魚量は2.5億尾で、過去10年（平成25年から令和4年まで）の平均（6.0億尾）よりも少なかった。

本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- **アユ遡上調査結果(久慈川、那珂川)**



令和5年級アユ遡上調査



調査場所：堅磐堰（河口距離約8km）



調査場所：千代橋（河口距離約30km）

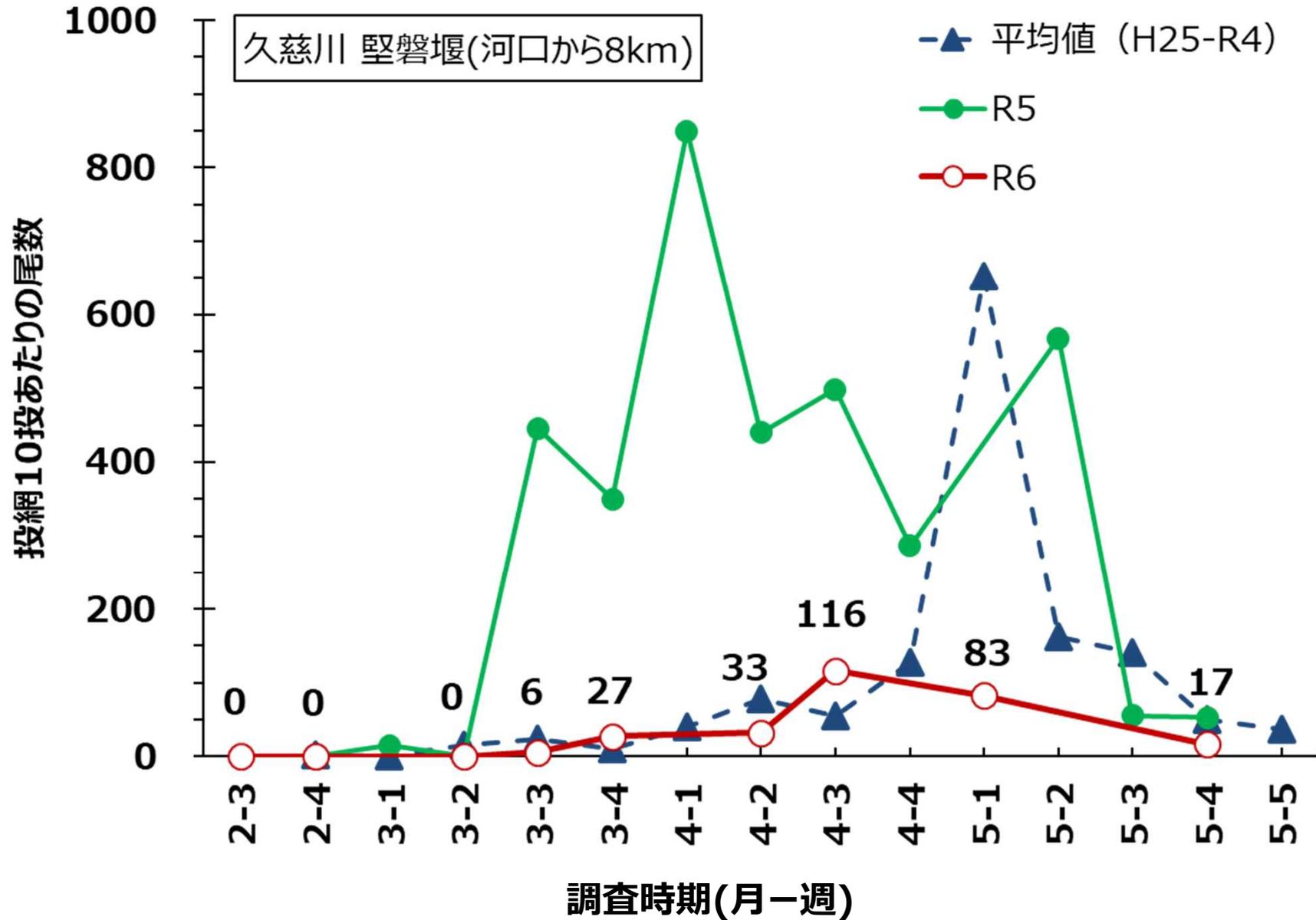
令和5年級久慈川アユ遡上調査結果

調査年	久慈川堅磐堰 (河口から約8 km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和6年	3月19日	74.1
令和5年	2月15日	81.7
令和4年	2月24日	70.7
令和3年	3月17日	78.7
令和2年	3月3日	69.0
平成31年	3月5日	71.1
平成30年	3月14日	98.0
平成29年	3月21日	74.9
平成28年	2月23日	86.2
平成27年	2月25日	70.2
平成26年	3月25日	89.4

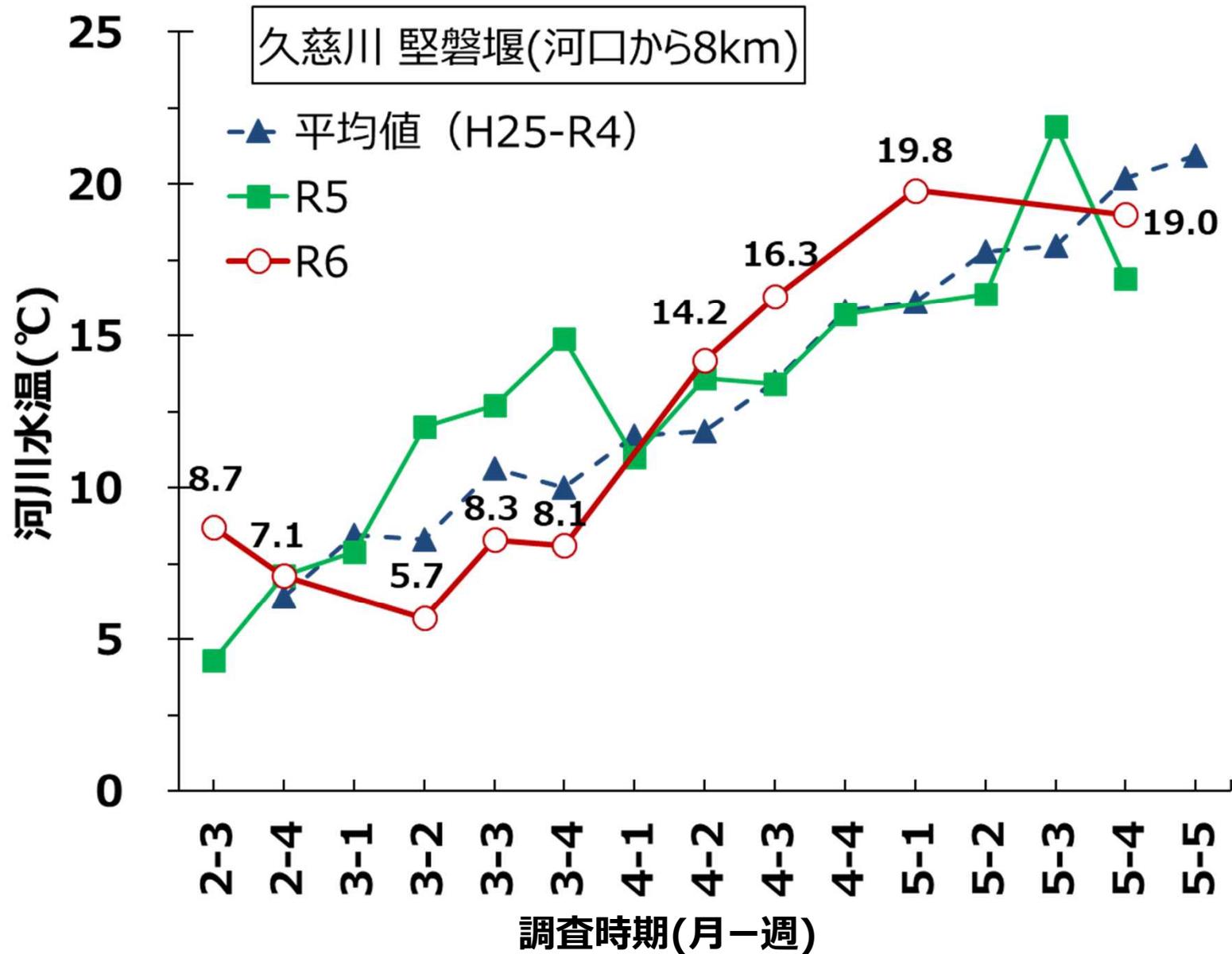


3月19日 アユ遡上初確認
→過去10年で3番目の遅さ

令和5年級久慈川アユ遡上調査結果(尾数)



令和5年級久慈川アユ遡上調査結果(水温)



令和5年級那珂川アユ遡上調査結果

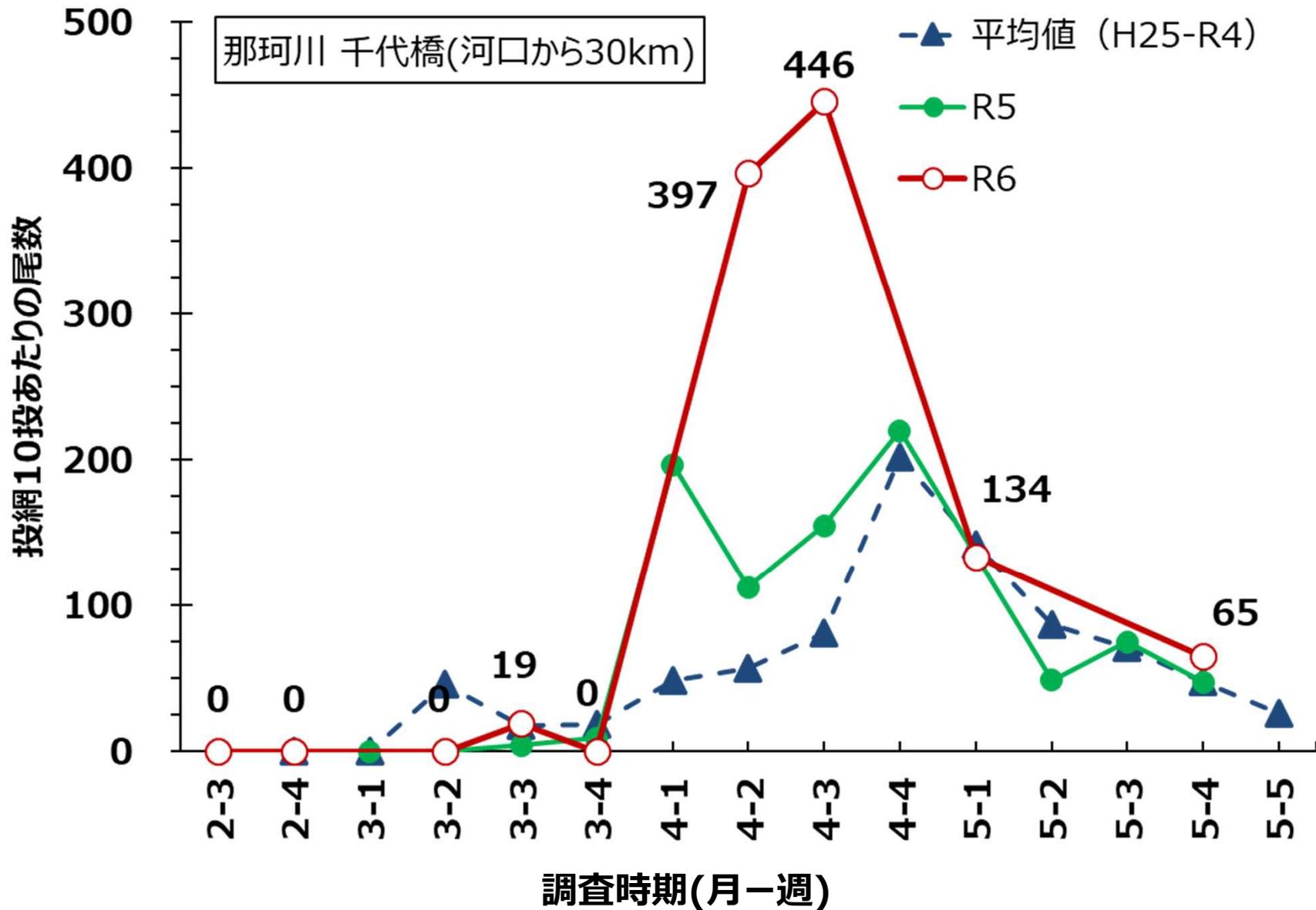
調査年	那珂川千代橋 (河口から約30km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和6年	3月19日	72.1
令和5年	3月16日	95.4
令和4年	3月15日	79.0
令和3年	3月17日	82.4
令和2年	3月13日	80.6
平成31年	3月19日	86.1
平成30年	3月20日	83.5
平成29年	3月13日	84.7
平成28年	3月23日	81.1
平成27年	3月31日	77.4
平成26年	4月2日	87.0



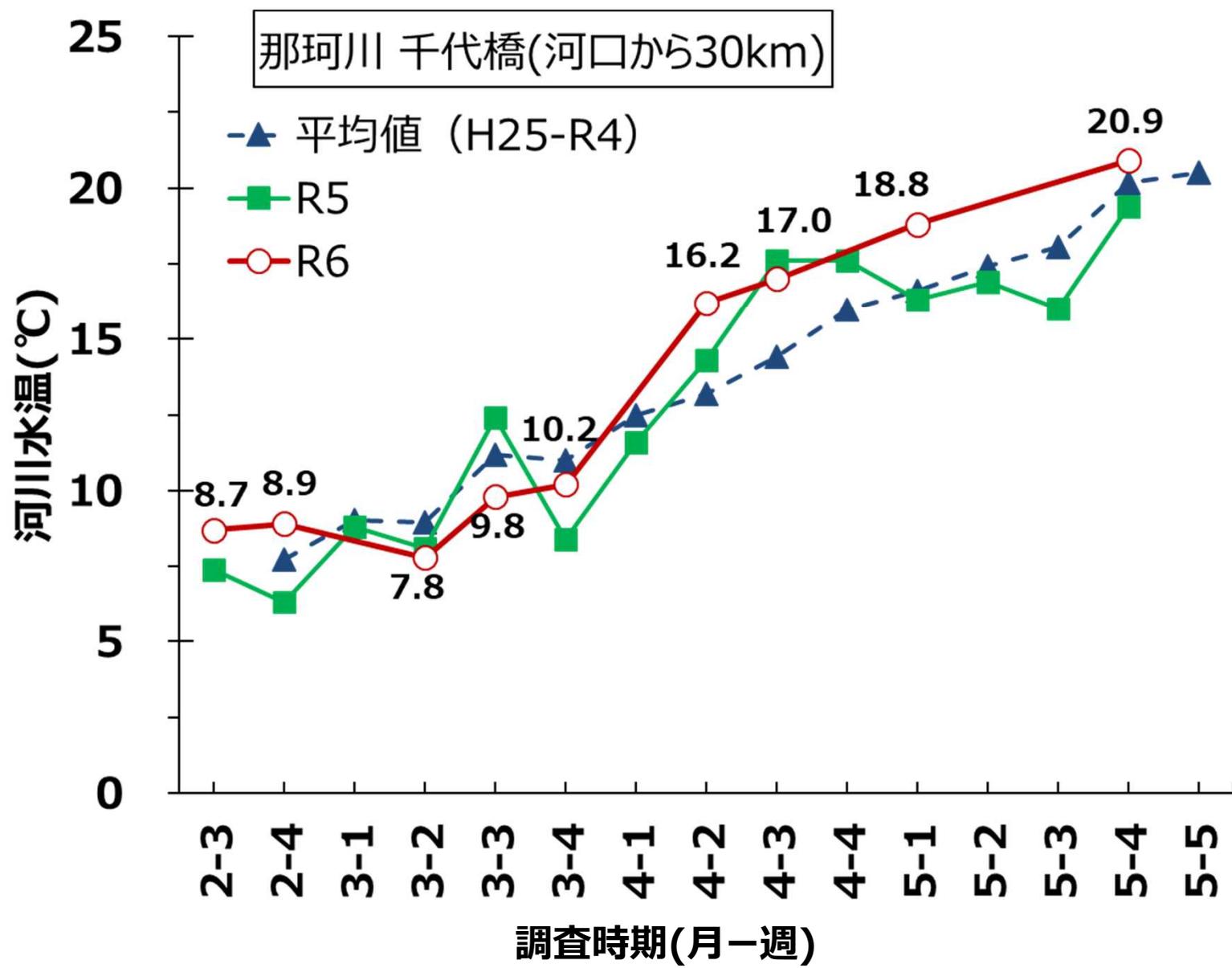
3月19日 アユ遡上初確認

→概ね平年並み

令和5年級那珂川アユ遡上調査結果(尾数)



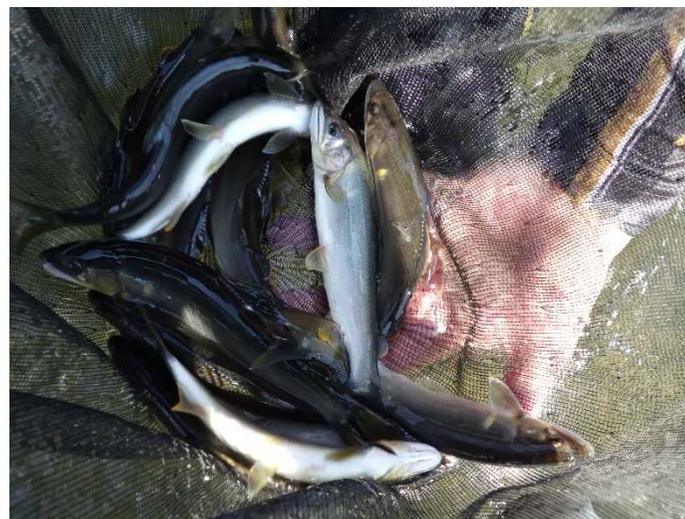
令和5年級那珂川アユ遡上調査結果(水温)



令和5年級アユ遡上調査結果

遡上調査結果まとめ

- 調査定点での遡上初確認日
久慈川・那珂川ともに3月19日。
久慈川では例年より遅め、那珂川では概ね例年並みの時期の遡上であった。
- 遡上量
久慈川では平年を下回ったと推定。
那珂川では平年を上回ったと推定。



令和6年6月1日解禁日のアユ（久慈川）